

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年9月までの期間、同年11月から40年3月までの期間、42年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年9月まで
② 昭和39年11月から40年3月まで
③ 昭和42年2月及び同年3月

私は、申立期間当時、A市で私の両親と同居し鉄工所を営んでいた。私の国民年金の加入手続及び保険料納付は私の母親が行っていた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、私の両親は国民年金に加入した昭和36年4月以降、保険料の未納は無く、集金人が区役所から来ていたことは覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3期間であるが、合計しても13か月と短期間であり、かつ、申立人は国民年金加入期間において申立期間を除き保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は、高齢等のため、申立人の加入手続及び保険料納付状況の詳細について聴取できないものの、申立人と同居していた申立人の両親共に昭和36年4月から60歳到達の前月までの国民年金加入期間において未納は無いことから、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間当時、区役所から集金人が自宅に来ていたとしており、A市では、当時、集金人（国民年金推進員）による戸別検認方式による保険料徴収方法を採用していたことから、申立人の主張と一致する。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和

41年6月1日に払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、この払出日を基準とすると、申立期間①及び②の保険料は過年度納付が可能である上、払出日の時点で過年度であった昭和40年度の保険料が納付済みとされていることから、申立期間①及び②の保険料も、納付意識が高かった申立人の母親が過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その上、申立期間③については、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和42年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴う再資格取得日が申立期間③の開始日である同年2月1日と記載されており、この手続が行われた時期は不明であるものの、同手帳の検認記録欄を見ると、申立期間③直後の同年4月から同年6月までの検認日は同年5月23日であり、その後も3か月ごとに納付期限内に納付したことを示す検認印が押されていることが確認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失してから申立期間③直後の最初の検認日までの間において再加入手続が行われたものと推定できる。このため、申立期間③当時においては国民年金加入期間であったものとみられ、申立期間③の保険料も申立人の母親が納付していたと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から45年3月まで

私は婚姻以降、A市で夫の両親と同居し、鉄工所を手伝っていた。私の国民年金の加入手続及び保険料納付は義母が行ってくれていた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、夫の両親の保険料に未納は無く、集金人が区役所から来ていたことは覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は16か月と比較的短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の義母は、高齢等のため、申立人の加入手続及び保険料納付状況の詳細について聴取できないものの、申立人と同居していた申立人の夫の両親共に昭和36年4月から60歳到達の前月までの国民年金加入期間において未納は無いことから、申立人の保険料を納付していたとする申立人の義母の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間当時、区役所から集金人が自宅に来ていたとしており、A市では、当時、集金人（国民年金推進員）による戸別検認方式による保険料徴収方法を採用していたことから、申立人の主張と一致する。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年8月ごろにA市で払い出されており、この払出時期を基準とすると、申立期間のうち、43年12月から44年3月までの保険料は過年度納付が可能であり、同年4月から45年3月までの保険料は現年度納付が可能であった。

その上、申立人と同じく、その義母が保険料を納付していたとする申立人の夫には、国民年金加入手続後に過年度納付したとみられる期間があることから、申立人の国民年金加入手続を行ったとする申立人の義母が申立期間の保険料を、加入手続後にさかのぼって納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年3月まで

私は平成2年5月ごろに会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行った。当時、同市役所は新庁舎の工事中であったことから手続は仮設プレハブで行い、納付した保険料は一括で10万円程度だったことを記憶している。このため、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の記録では、申立人の国民年金の新規資格取得届は平成2年6月27日に提出されたことが記録されており、同年5月ごろに会社を退職後間もなく、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の説明が裏付けられる。

また、申立期間の国民年金保険料は9万2,400円であり、申立人が納付したとする金額（10万円程度）とほぼ一致する。

さらに、申立人は、納付書により一括で申立期間の国民年金保険料を納付したとしている。この点について、A市では、その当時、年度途中の加入者に年度一括の納付書を交付していたとしており、申立人の説明と符合するほか、申立人が記憶する納付書の形状は、同市が申立期間当時に使用していた納付書の形状とほぼ一致しており、申立人の記憶には信ぴょう性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年6月まで
② 昭和52年10月から同年12月まで

私は、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間は任意加入し、老後に年金を受け取ることを楽しみに納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間190か月（第3号被保険者期間を除く。）のうち、申立期間を除く184か月の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和47年10月ごろに行われたものと推認されるが、この加入手続以前の期間である45年6月から47年3月までの保険料も納付済みと記録されている。これは、申立人が加入手続後に過年度納付したものと考えられ、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）により、昭和47年度から58年度までの国民年金保険料は、申立期間を除き、すべて現年度納付されていたことが確認でき、申立人が申立期間の6か月の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和40年6月28日、資格喪失日は同年11月6日であると認められることから、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和40年6月から同年9月までは2万6,000円、同年10月は2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年の数か月
② 昭和43年7月から同年12月まで

私は、昭和40年に数か月間、B社で勤務していた記憶があるが、同じ時期にA社での雇用保険の記録があることを知った。同社の名前は覚えていなかったが、思い返せばB社には直接雇用ではなく、下請会社に在籍していたのではないかと思うので、申立期間①について、A社で厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、C社には妻と同じ期間に勤務し、仕事内容も同じであったのに、妻には昭和43年10月1日から同年12月30日まで同社で厚生年金保険の記録があり、自分だけ未加入となっているので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同姓同名で生年月日の異なる（昭和19年生）者の被保険者記録（40年6月28日に資格取得、同年11月6日に資格喪失。）が確認できるとともに、当該記録は基礎年金番号に統合されないままになっている。

また、雇用保険の加入記録（昭和40年6月26日資格取得、同年9月14日離職。）により、申立期間当時、申立人は、A社において勤務していたことが確認できる上、申立人の雇用保険の加入記録は、当該未統合記録と近似

している。

さらに、A社から提出された申立人のものと考えられる「身上調査書」によると、申立人の同社における入社日は「昭和40年6月28日」と記載されているところ、同社は、「提出した身上調査書以外に、申立人と同姓同名で別の者の身上調査書は保管していない。」としている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和40年6月28日、資格喪失日は同年11月6日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和40年6月から同年9月までは2万6,000円、同年10月は2万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、申立人は同僚の名前を覚えていない上、当該期間にC社で厚生年金保険の被保険者記録があり、連絡先の判明した5人に照会したが、申立人を覚えている者はいない。

また、C社は昭和51年3月31日に全喪しており、事業主も死亡している上、解散時の取締役²に照会するも申立人を覚えておらず、同社の資料も残っていないとしているため、申立人の申立期間②における同社での勤務実態は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間②に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、申立期間のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月1日から38年8月1日まで
② 昭和39年11月1日から同年12月1日まで

私は、A社に入社直後の10か月と、同社B支店からC支店へ異動した際の1か月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社には前の会社から一日の空白も無く勤務しており、入社当初から厚生年金保険料が給与から天引きされていたのも確認していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の記録及び申立人が勤務していたA社B支店D倉庫と同社C支店は同一事業所（D倉庫をC支店に改組。）であることから、申立人が同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B支店から同社C支店への異動の時期については、同社C支店が厚生年金保険の適用事業所になった昭和39年12月1日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和39年10月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人と同時期にA社B支店から同社C支店に異動した同僚12人全員が、同社

C支店において昭和39年12月1日に被保険者資格を取得し、同社B支店において同年11月1日に被保険者資格を喪失しており、申立人と同様の被保険者期間の欠落が確認できるところ、社会保険事務所が申立人を含む当該13人全員について事業主からの正しい届出を誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、同僚の証言から、申立人が、当該期間において証言のとおり店舗に派遣されていたことは推認できるものの、申立人のA社B支店に入社した時期は確認できない。

また、申立人のA社B支店における雇用保険の資格取得日は昭和38年8月1日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、A社は平成20年11月29日に全喪しており、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等については確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管している当該期間のA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月から同年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、30万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から4年10月31日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の実際の給与は50万円であったのに、平成3年5月から4年3月までの標準報酬月額は30万円、同年4月から同年9月までの標準報酬月額は9万8,000円とされていることに納得できないので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は30万円と記録されていたものの、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年10月31日）以降の同年11月9日付けで、同年4月から同年9月までの標準報酬月額が遡及して9万8,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時は営業担当の一従業員であったと証言しており、A社の商業登記簿謄本においても、申立人が同社の役員になったのは、申立期間後の平成6年11月1日であることが確認できる。

さらに、A社では、申立人以外の3人についても、申立人と同様にさかのぼって標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間のうち、平成4年4月から同年9月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円とすることが必要と認められ

る。

一方、申立人は、上記期間を含む申立期間すべてについて、給与額は50万円であったと主張しているものの、申立人は、給与明細書等の申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料を所持しておらず、A社は平成8年6月に解散しているほか、申立期間に係る標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年9月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月11日から同年10月1日まで

私は、昭和28年4月1日にA社に入社し、52年12月28日に退職するまで継続して勤務していたが、29年に同社のC支店からB支店へ転勤した際、同支店での資格取得届の遅れで厚生年金保険被保険者としての記録が漏れてしまった。給与からは保険料が控除されていたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する厚生年金保険被保険者名簿及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和29年9月11日に同社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年10月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年9月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月15日から31年9月10日まで

私は、昭和28年4月から41年7月まで、A社及び同社の関連会社に継続して勤務していた。同社本社から同社B支店に出向した際に、毎月の給与から社会保険料を引かれていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

辞令原簿、人事記録、在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人が、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和30年9月15日に同社本社から同社B支店に異動。ただし、異動発令日は同年8月31日。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、異動前の申立人のA社本社における昭和30年10月の社会保険事務所の定時決定の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人の申立てのとおり被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、昭和31年9月10日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年1月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成4年3月から同年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは28万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年3月、同年6月及び同年9月から5年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、4年3月及び同年6月は41万円、同年9月及び同年10月は44万円、同年11月から5年1月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から5年3月1日まで

私は平成2年11月7日にA社に入社し、派遣で働いた。給与明細書を添付するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日は、当初、平成5年1月31日と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（同年3月1日）より後の同年8月31日付けで、申立人を含む5人について、4年10月の標準報酬月額の定時決定を取り消されるとともに、資格喪失日が同年3月31日にさかのぼって訂正されているこ

とが確認できるが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の当該喪失処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年1月31日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から、平成4年3月から同年9月までは38万円、同年10月から同年12月までは28万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年3月、同年6月及び同年9月から同年12月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとともに、5年1月については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人から提出された平成5年2月の給与明細書により、申立人はA社に同年2月の末日まで勤務したことが確認できるものの、同年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できることから、申立人の同社における資格喪失日は、同年2月28日であると認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成4年3月及び同年6月は41万円、同年9月及び同年10月は44万円、同年11月から5年1月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成5年2月から同年9月までの期間については34万円、同年10月から6年9月までの期間については30万円、同年10月から7年9月までの期間については32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から7年9月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について標準報酬月額が20万円になっている。当時は総額で30万円くらいの給料を受け取っており、10万円も減給された記憶は無いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は、平成5年2月から同年9月までの期間については、6年4月20日付けで34万円から20万円に遡^{そきゅう}及して引き下げられており、5年10月から6年9月までの期間については、5年10月の定時決定が取り消され、6年4月21日付けで30万円から20万円に遡^{そきゅう}及して訂正され、同年10月から7年9月までの間については、6年9月14日に20万円で定時決定されている。

しかし、A社が加入している健康保険組合の記録では、申立人の標準報酬月額は、平成4年8月から5年9月までの期間は34万円、同年10月から6年9月までの期間は30万円、同年10月から7年9月までの期間は32万円であり、申立期間のうち、5年2月から6年9月までの期間については、社会保険庁の訂正前の記録と一致していることが確認できる。

また、社会保険庁の記録では、同僚4人についても、申立人と同日に標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できるところ、このうち2人の同僚から提出された給与明細書によれば、申立期間について、いずれの同僚も遡^{そきゅう}及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるとともに、当該同僚2人の社会保険庁の訂正前の標準報酬月額と健康保険組合の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人についても、健康保険組合の記録のとおり標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険組合の記録から、平成5年2月から同年9月までの期間については34万円、同年10月から6年9月までの期間については30万円、同年10月から7年9月までの期間については32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の全期間にわたり保険料控除が推認される額に見合う標準報酬月額(健康保険組合に記録された標準報酬月額)と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月21日から41年2月27日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び喪失日に係る記録を40年9月21日及び41年2月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40年9月は1万6,000円、同年10月から41年1月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月21日から41年3月1日まで

私は、昭和40年9月21日にグループ会社のB社からA社に転勤となり、同日から41年2月末まで継続して勤務していたが、同社での記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、昭和40年9月21日から41年2月26日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、複数の同僚の証言及び文献資料により、A社及びB社はグループ会社であったことが推認される。

さらに、申立人と同様に、B社からA社へのグループ会社間異動が確認できた同僚37人の厚生年金保険被保険者記録によれば、このうち30人は、B社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日にA社で資格を取得しており、残る7人も、喪失日と同月中に被保険者資格を取得していることから、申立人のみ保険料を給与から控除すること無く、勤務させ続けたとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月21日から41年2月27日までの期間

について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の社会保険事務所の記録から、昭和40年9月は1万6,000円、同年10月から41年1月までは2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立期間の被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年9月から41年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和41年2月27日から同年3月1日までの期間については、雇用保険の記録において、勤務実態が確認できない上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和41年2月27日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社には昭和38年4月に入社し、子会社への異動を含め、定年の60歳まで継続して勤務していた。

申立期間の人事異動名簿や永年勤続者名簿があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険組合及び雇用保険の記録並びに申立人から提出された平成10年度永年勤続者名簿及び人事異動名簿により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和40年6月1日に同社から子会社B社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年4月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年7月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、32万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人のB社における資格喪失日は昭和62年11月1日であると認められることから、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

加えて、申立期間②のうち、昭和60年11月から61年9月までの期間及び同年12月から62年3月までの期間、申立期間③並びに申立期間④について、その主張する標準報酬月額（60年11月から61年9月までは32万円、同年12月から62年10月までは34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、60年11月から61年9月までは32万円、同年12月から62年10月までは34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①、申立期間②のうち、昭和60年11月から61年9月までの期間及び同年12月から62年3月までの期間、申立期間③並びに申立期間④の厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年6月21日から同年7月9日まで
② 昭和60年7月から62年3月まで
③ 昭和62年4月から同年7月まで
④ 昭和62年8月31日から同年11月1日まで

私は、昭和59年にA社に入社し、その後、同社系列のB社で62年10月末日まで勤務をしていたが、年金記録を確認したところ、A社とB社の間に空白期間がある上、B社の実際の退職日と厚生年金保険の資格喪失日が相違していることが分かった。また、申立期間②及び③については、厚生年金保険の被保険者とされているものの、所持している給与明細書の厚生年金保険料の

控除額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が相違している。これらの期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和60年6月21日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間①において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できるが、商業登記簿謄本によると、同社は59年7月16日に設立登記がなされ、60年9月17日に解散しているものの、申立期間①当時は存続していたことが確認できるとともに、同社の代表取締役がB社の代表取締役であるなど、A社の役員の多くがB社の役員であることが確認できる上、社会保険庁の記録によると、A社全喪時の厚生年金保険被保険者全員が同年7月9日に厚生年金保険の新規適用事業所となったB社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に昭和60年7月8日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び同年5月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人から提出された給与明細書により、昭和60年11月から61年5月までの期間、同年8月及び62年1月については、申立人は、その主張する標準報酬月額（昭和60年11月から61年5月までの期間及び同年8月は32万円、62年1月は34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち、昭和61年6月、同年7月、同年9月、同年12月、62年2月及び同年3月については、申立人が給与明細書を保管していないものの、社会保険庁に記録されている標準報酬月額がその前後の標準報酬月額と同額であること、支給月は不明ではあるものの、61年6月若しくは同年7月又は同年9月のものと思われる標準報酬月額32万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書1か月分があること、及び同年11月分の給与明細書において、「来月から厚生年金保険料を2万1,080円とする。」との事務担当者のものであると思われるメモ書きがあり、少なくとも同年12月以降は

継続して標準報酬月額34万円に相当する厚生年金保険料（2万1,080円）が控除されていたものと考えられることから、申立人は、その主張する標準報酬月額（昭和61年6月、同年7月及び同年9月は32万円、同年12月、62年2月及び同年3月は34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書が提出された昭和60年11月から61年5月までの期間、同年8月、62年1月及びその前後の期間にわたり、給与明細書で確認できる保険料控除額及び保険料控除が推認される額に見合う標準報酬月額と、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致しないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額等に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和60年7月から同年10月までの期間並びに61年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額等に見合う標準報酬月額は社会保険庁で記録されている標準報酬月額を超えておらず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料は適切に事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、訂正する必要は認められない。

申立期間③については、社会保険庁の記録によると、申立人のB社における当該期間の標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（62年11月30日）より後の同年12月10日付けで、同年4月1日までさかのぼって15万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、B社の商業登記簿謄本によると、申立人は昭和62年8月31日まで取締役であったことが確認できるが、同社の事業主及び同僚は、「申立人は現場監督であり、社会保険手続を含めた経理事務及び会社経営にはかかわっていない。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額のさかのぼった訂正処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間③の標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円とすることが妥当である。

申立期間④については、社会保険庁の記録によると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日は、当初、昭和62年11月1日と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（同年11月30日）より後の同年12月10日付けで、同年8月31日にさかのぼって訂正されるとともに、同年10月の定時決定の記録も取り消されていることが確認できるが、社会保険

事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が保管している当時の手帳により、申立人がB社を昭和62年10月31日に退職したことが確認できるとともに、同社の事業主が記載した誓約書により、事業主が申立人に対し、同年10月末日までの雇用を保証していたことが確認できる上、同僚は、申立人が同年10月末日まで同社で勤務していた旨、証言している。

さらに、上述のとおり、申立人は昭和62年8月31日付けでB社の取締役を解任されており、当該訂正処理が行われた時点では、同社の役員ではなかったことから、申立人は資格喪失日のさかのぼった訂正処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のB社における資格喪失日は、訂正前の昭和62年11月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、訂正前の社会保険庁のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、昭和62年5月については、申立人から提出された給与明細書により、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③のうち、昭和62年4月、同年6月及び同年7月並びに申立期間④については、申立人は給与明細書を保管していないものの、社会保険庁に記録されている当該期間の標準報酬月額は、同年5月の標準報酬月額（引下げ訂正前の32万円）と同額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③及び④において、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間③及び④の保険料の事業主による納付義務の履行については、全期間にわたり、給与明細書で確認できる保険料控除額及び保険料控除が推認される額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致しないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額等に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年4月26日）及び資格取得日（47年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、46年4月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から47年6月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 26 日から 47 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 11 月 1 日にA社に入社し、47 年 11 月に退職するまで休職はもとより、長期休暇を取得することも無く、継続的に勤務していたにもかかわらず、申立期間が空白となっているのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和45年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年4月26日に資格を喪失後、47年7月1日に同社において再度資格を取得しており、46年4月から47年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が自分と同じ業務に就いていたと記憶している同僚7人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、A社において申立期間の全部又は一部に厚生年金保険被保険者記録があるとともに、このうち1人は申立期間のみ同社の被保険者であったことが確認できるところ、当該同僚7人のうち3人は、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し、業務内容及び勤務形態の変更は無かったと証言している。

また、申立人及び当該同僚が記憶しているA社の従業員数6人から8人は、申立期間当時の同社の被保険者数とおおむね合致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年3月及び47年7月の社会保険事務所の記録並びに同僚の記録から、46年4月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から47年6月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録のとおり資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年4月から47年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月26日から同年3月1日まで

私は、昭和36年5月1日にA社に入社し、38年4月25日に退職するまで同社に継続して勤務していた。

先日、同僚のB氏がA社に係る厚生年金保険被保険者記録について第三者委員会に申立てを行ったことを知り、自分の被保険者記録を確認したところ、私にも同氏と同じように2か月の空白期間があることが分かったので、私も申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所を全喪し、同日より後は、申立期間を含めて適用事業所ではなかったことが確認できるが、同社の複数の同僚は、同社は同年12月1日以降も会社として存続しており、申立人は申立期間についても継続して勤務していたと証言している。

また、当該複数の同僚は、A社とC社は同系列の事業所であると証言しているところ、商業登記簿によると、両社は同系列の事業所であると推認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社において被保険者記録が確認できる同僚9人のうち、同社の全喪日と同日の昭和37年12月1日付けで、被保険者資格を喪失している者は1人のみであることから、申立人を含む8人は、38年1月26日まで同社における厚生年金保険被保険者であったことが確認で

きる上、当該8人は、いずれも同年3月1日にC社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されるとともに、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和38年3月1日に同社から系列事業所のC社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年12月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人のA社C支店における資格取得日は、昭和41年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月27日から同年3月31日まで

私は、昭和32年3月にA社に入社し、62年9月に退職するまで、同社内の工場や事業所を異動したが、継続して勤務していた。

しかし、ねんきん特別便で自分の被保険者記録を確認したところ、申立期間が空白期間となっていることが分かった。

私が保管している異動辞令によると、A社C支店への異動は昭和41年3月1日付けで発令されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A社C支店における資格取得日も異動辞令のとおり訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに事業所及び同僚の証言から判断して、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年3月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年1月の社会保険事務所

の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

また、申立期間のうち、昭和41年3月1日から同年3月31日までの期間については、上述のとおり、申立人はA社C支店に継続して勤務していたと認められることから、申立人の同社C支店における資格取得日は同年3月1日であると認められる。

愛知厚生年金 事案1737

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、56万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 9 年 2 月 1 日まで

私は、社会保険事務所において、A社の標準報酬月額を確認したところ、平成 7 年 11 月から 30 万円とされていることを知った。同社在職中に給与が下がった記憶は無く、退職直前の給与額は 72 万円くらいであった。給与明細書等は無いが、申立期間の標準報酬月額に納得できないので、審議の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、56 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成 9 年 2 月 1 日)の後の同年 2 月 19 日付けで 7 年 11 月 1 日まで、さかのぼって 30 万円に引き下げられている。

また、申立人と同様に、A社の全喪日に被保険者資格を喪失している被保険者 20 人のうち、5 人の標準報酬月額が平成 9 年 2 月 19 日付けでさかのぼって 30 万円に引き下げられており、そのうち 1 人の標準報酬月額の記録が、社会保険庁の職権によって訂正されている。

さらに、複数の同僚は、A社が解散となる前に給与の引下げは無かったと証言している。

加えて、当該事実について、当該事業所の代表者からは調査協力は得られなかったが、社会保険事務所が保管する不納欠損整理簿により、平成 9 年 2 月当時、A社において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

なお、A社の商業登記簿によると、申立人は昭和 58 年 8 月 1 日から 63 年 10

月31日まで、同社の取締役であったことが確認できるが、同社において申立人と同職種であった複数の同僚に確認したところ、「申立人は、設計部門の責任者であり、経理にかかわることは無く、社会保険関係の手続にも関与していなかった。」旨の証言をしていることから、申立人は社会保険事務についての権限を有しておらず、標準報酬月額が遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た56万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和24年3月10日）及び資格取得日（同年7月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、同年3月及び同年4月は3,300円、同年5月及び同年6月は4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月10日から同年7月15日まで

私は、昭和22年1月からA社に勤務し、申立期間についても継続して同社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和22年1月30日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、24年3月10日に資格を喪失後、同年7月15日に同社において再度資格を取得しており、同年3月から同年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が提出したA社の社史、同社が提出した人事記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間において業務内容及び勤務形態の変更は無く、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年2月及び同年7月の社会保険事務所の記録から、同年3月及び同年4月は3,300円、同年5月及び同年6月は4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てのとおりの届出を行っていないとしていることから、事業主が社

会保険事務所の記録のとおり資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案1739

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から37年9月1日まで

私がA社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録は、脱退手当金を受給したこととなっているが、脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無い。調査をして、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証は、旧姓で発行されており、再交付の押印も無く、申立人はA社のほかに厚生年金保険の被保険者記録が無いことを踏まえると、当該被保険者証は、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該被保険者証にはその表示は無い。

また、申立人の国民年金手帳は昭和 37 年 12 月 18 日に発行されており、申立人が厚生年金保険の資格喪失をした同年 9 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料を納付していることから、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から50年3月まで

私は、結婚後、夫に勧められ、寒い季節に一人で自転車に乗ってA市役所に行き、国民年金任意加入の手続を行った。国民年金手帳には昭和39年11月に任意加入に種別変更されたことが記載されている。保険料は、私が同市役所又は出張所で1年に一度前納していたが、義父が納付してくれていたこともあったと思う。

また、不在決定がなされた経緯があるようだが、結婚後、現在まで転居も無いため、その理由は思い当たらない。任意加入手続をしたにもかかわらず、約1年間の保険料のみを納付し、その後9年間も納付しなかったことは考えられないので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人には2回にわたり、それぞれ別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、1回目の記号番号は、昭和37年1月にB町において、申立人を強制加入被保険者として払い出されたことが確認できる。しかし、この記号番号については、47年7月に、申立人が同町に居住していないとする不在決定が行われていることから、申立人は39年11月の同町からA市への転入に伴う国民年金の住所変更手続を適切に行っていなかったことがうかがわれる。

また、昭和50年12月にA市において、申立人が別の国民年金手帳記号番号により新規の任意加入被保険者として資格を取得したとする記録が認められ、この時に払い出された記号番号及び上記1回目に払い出された記号番号以外に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人が最初に自身で国民年金任意加入手続を行ったのは同年12月ごろであったと考えられ

る。

この昭和50年12月ごろに行われたとみられる国民年金加入手続により申立人の居所が明らかとなり、1回目に払い出された国民年金手帳記号番号に係る不在取消及びA市管轄社会保険事務所への移管（いずれも51年11月）が行われるとともに、2回目の国民年金手帳記号番号を取り消した上で、その記録を1回目の国民年金手帳記号番号へ統合したことがうかがわれる。同時に、申立人は39年11月の共済組合の組合員である夫との婚姻後は国民年金の任意加入対象者となっていたこと、及び申立期間直前の41年3月までの保険料が納付済みであったことが判明し、さかのぼって39年11月に強制加入から任意加入への種別変更手続が行われたこととみなす事務処理が行われたこともうかがわれる。

これらのことから、申立人が申立期間においても国民年金に任意加入していたこととされたのは、申立人が昭和50年12月ごろに行ったとみられる国民年金加入手続後のことであり、申立期間当時、A市では、申立人は国民年金には未加入と扱われていたことになることから、同期間当時、申立人又は申立人の義父は、同市において保険料の納付は行い得なかったものと考えられる。

さらに、申立人は、B町においては、結婚後も不在取消（昭和51年11月）が行われるまでの間は、強制加入被保険者として取り扱われていたと考えられるが、同町において申立人の当初の国民年金加入手続（37年1月ごろの強制加入）を行い、申立人の保険料の納付を行っていたとする申立人の義兄及び同町に居住していた申立人の母親はいずれも既に死亡しており、当時の同町での納付状況をうかがい知ることはできない上、不在決定（47年7月）から不在取消（51年11月）までの期間については、同町においても申立人は不在被保険者として扱われていたことになり、保険料が納付されたとは考え難い。

加えて、不在取消（昭和51年11月）が行われた時点で、申立期間のうち一部期間（49年10月から50年3月まで）の保険料については、時効前の過年度保険料として納付可能であったとみられるが、申立人は、50年4月から同年11月までの保険料を52年9月になってから過年度納付したことがうかがわれることから、この納付時点では既に時効である上記一部期間の保険料については納付できなかったものとみられる。

このほか、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から54年3月まで

申立期間は学生であり、国民年金への加入は任意であったが、私の母親が私の国民年金保険料を納付してくれていた記憶があるので、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金任意加入手続及び同期間における保険料の納付を自身では行っておらず、これらを行ったとする申立人の母親から聴取を行ったものの、申立人の母親は、加入手続及び保険料納付のいずれについてもよく覚えていないとしており、これらが行われたことをうかがい知ることは困難である。

また、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人が平成5年1月に厚生年金保険からの切替えで国民年金被保険者資格取得手続を行った時に取得した国民年金手帳記号番号は、4年10月に払い出されたものであり、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、5年1月よりも前に申立人に係る国民年金被保険者資格取得手続が行われたとは考え難い。

さらに、A市が保管する年金記録でも申立人が申立期間に国民年金に任意加入していたとの記録は無く、申立期間の保険料の納付があったことをうかがわせる関連資料（家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から50年3月まで

私の国民年金は「20歳から保険料を納付している。」と母から聞いており、さかのぼって保険料をまとめて納付したとの話を聞いたこともあったので、全期間納付しているものと安心してた。

当時、私の居住地域は集金人が来ていた状況にあり、両親共に加入し保険料を納付しているにもかかわらず、私の加入を忘れることは考えにくい。その後は、妻が母から納付を引き継いでおり、妻も同様に母から話を聞いている。

また、社会保険庁の記録では、私の国民年金の手続は妻と実弟の3人分同時に行われたこととなっているようであるが、妻は仕事を退職した際、妻自身の国民年金の手続を行ったが、この時、私の分は既に加入していると思っていたので、妻は「自身の手続のみを行ったはずであり同時に手続をした記憶は無い。」としている。

私の母の国民年金については、最近、領収書が見付かり、記録を訂正してもらった経緯があり、私の場合もその可能性があるかもしれないので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡しており、申立期間当時の保険料納付に係る詳細は不明である。

また、申立人の婚姻後の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立人の母から申立人の国民年金保険料の納付を引き継ぐように言われた際、申立人の保険料をまとめて納付してあるとの話を聞いたとしているが、これに係る具

体的な記憶は無いことから、申立人の母がまとめて保険料を納付したとする期間、納付方法、納付金額等について確認することはできず、申立人の母がまとめて申立期間の保険料を納付したことをうかがい知ることは困難である。

さらに、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿には、昭和 51 年 4 月に申立人、申立人の妻及び申立人の実弟の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されたことが明記されており、ほかに申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人に係る最初の国民年金加入手続は同年 4 月ごろであったと考えられ、この時、申立人が 20 歳に到達した 44 年 7 月までさかのぼって被保険者資格を取得したとする処理が行われ、かつ、申立期間が未納とされたものとみられる。

加えて、申立人が所持する A 市発行の領収書によれば、申立人の昭和 50 年度の保険料が昭和 51 年 4 月にまとめて現年度納付されていたことを勘案すると、申立人が申立人の母から聞いたとしているのは、当時同居していたとする申立人の母が同年 4 月ごろに申立人に係る国民年金加入手続を行い、これにより 20 歳到達時から被保険者資格を取得したとされたこと、及び昭和 50 年度の保険料をまとめて納付したことを指している可能性も否定できない。

このほか、申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる昭和 51 年 4 月ごろを基準とすると、申立期間の大半は時効により保険料を納付することはできなかつた上、申立人の母が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から56年1月まで

私は、結婚前は就職しておらず、年金には未加入だった。昭和52年に結婚し、1年ぐらいした時、隣の奥さんから「義務だから加入するべき。」と言われたので、早速、A市B区役所へ行き国民年金に加入した。それから、定かではないが、3年間ぐらい保険料を払っていた。保険料は毎月C信用金庫D支店へ行って現金で支払った。

領収書は引っ越しの時、紛失して無いが、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格取得手続を行った時期について、結婚後1年ぐらいした時としており、明確には覚えていないとしているほか、同手続時に年金手帳を受け取ったのかどうかについても記憶が無いとしている。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付方法について、C信用金庫D支店で毎月現金で納付していたとしているが、A市では、申立期間のうち昭和54年3月までは集金人への現金での納付であった上、同年4月以降は金融機関での納付とされたものの、申立期間を通じて納付の周期は3か月ごととされていたことから、申立人の記憶とは相違する。

さらに、申立人は、申立期間に毎月納付していた保険料は「1万円前後」、「1万円以内」とするなど記憶が曖昧であり、申立人が記憶する申立期間当時の保険料の目安を1万円とすると、当時の実際の保険料月額（2,200円から3,770円）とは乖離している。

加えて、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人は国民年金手帳記

号番号が払い出された昭和 61 年 3 月ごろに国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられ、同年 4 月に第 3 号被保険者として国民年金被保険者資格を取得したとされているが、52 年 1 月に申立人と婚姻した申立人の夫は 43 年 6 月から 61 年 3 月まで継続して厚生年金保険被保険者であったことから、申立人にとって、婚姻後、同年 3 月までの期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできなかった。その上、申立人に対して、同年 3 月に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立人の最初の国民年金被保険者資格の取得は同年 4 月であったと考えられることから、申立人が申立期間の保険料を納付し得たとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から58年6月まで

昭和50年3月に退職した際、自分又は家族のいずれも私の国民年金の加入手続を行っておらず、国民年金手帳の交付も受けていなかったが、退職後1年ぐらいいして私の国民年金保険料の納付書がA市B区役所から送付されてくるようになり、私が母親に納付書と保険料を渡し、母親にC郵便局で保険料を納付してもらっていた。申立期間の最初のころの保険料月額は1,000円台だったことは記憶している。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、本人又は家族のいずれも申立人の国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、申立人の国民年金保険料の納付書がA市B区役所から送付され、その納付書により保険料を納付したと主張しているが、保険料の納付書は、通常、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を交付された国民年金被保険者に対して発行、送付されるものであり、同市でも国民年金の加入手続を行っていない者に対して、保険料の納付書を発行、送付することは無いとしていることから、加入手続を行っていないとする申立人に対して、申立期間における保険料の納付書が送付されていたとは考え難く、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

また、社会保険庁の記録によれば、A市B区において払い出された申立人の国民年金手帳記号番号の直前の番号である任意加入者の被保険者資格取得日が、昭和59年6月2日であることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は同年6月ごろに行われたものと推認される。申立人は同区からの転居は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわ

せる事情は見当たらないことから、申立人はこのころに初めて国民年金に加入したものとみられ、この時期を基準とすると、申立期間のうち、51年4月から57年3月までの国民年金保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立期間のうち、昭和57年4月から58年6月までの保険料については過年度納付が可能であったが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無い。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、保険料の納付状況等を確認することはできない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から61年3月まで

私は、昭和53年1月に国民年金に任意加入し、申立期間の保険料は毎月集金人に支払った。途中で国民年金をやめる手続きをした記憶は無いにもかかわらず、59年11月6日で資格が喪失しており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年11月6日に国民年金の任意加入者としての資格喪失手続を行った記憶は無いとしているが、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、受付記録欄に「59.11.6 資格喪失」と記載されていることが確認できる。同市では、国民年金任意加入者の資格喪失は、加入者本人からの届出に基づき事務処理を行っていたとしており、同市の判断のみにより、申立人の国民年金の資格を喪失させたとは考え難いことから、申立期間は国民年金未加入期間となり、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間直後の第3号被保険者に係る手続についても、市の広報誌により手続が必要であった旨認識していたとするが、実際の手続については具体的に覚えておらず、当時の記憶は必ずしも明確でないとみられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を毎月、集金人に納付していたとしているが、A市では、昭和49年4月からは、集金人による1か月単位による印紙検認方式から集金人が3か月単位の納付書を持参する徴収方法に変更しているとしており、申立人の主張とは相違する上、申立人は、申立期間の納付金額についての記憶は無い。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわ

せる事情は見当たらず、申立人が申立期間において保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から58年9月までの期間については、国民年金被保険者でなかったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から58年9月まで

社会保険庁の記録では、私は昭和49年1月に国民年金に任意加入し、一部の期間の保険料を納付したことになる。しかし、私は任意加入の手続を行ったことは無いし、保険料を納付したことも無い。社会保険事務所の調査では、加入の申込書などの原記録は残されていないとのことであり、納付できないので、任意加入の記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の資格取得届は保存されていないため確認することはできないが、昭和49年当時社会保険事務所において作成された国民年金の資格取得届の受付に係る「国民年金受付処理簿」には、申立人が同年1月10日に被保険者の資格を取得したことや住所などが記載されており、当該住所は、戸籍の附票から当時の申立人の住所と一致していることが確認できる。

また、社会保険事務所が申立期間当時に使用していた申立人の被保険者台帳がマイクロフィルム化されて保存されているところであり、当該台帳に記載された国民年金の手帳記号番号や住所なども国民年金受付処理簿の内容と一致している。さらに、当該台帳に記載された保険料の納付記録のうち、昭和55年4月から同年9月までの期間、56年1月から同年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間については、いずれも当時申立人が居住していたA市において保存していた「納付データ明細表」の記録と一致している。

加えて、上記の納付データ明細表において納付済みとされている期間の国民年金保険料は、いずれも口座振替によって納付されたことが記録されており、A市が保管していた「国民年金口座振替対象者一覧表」により、その当時申立人の夫であった者名義の預金口座から申立人の保険料を口座振替する旨の申

出が昭和 55 年 2 月 29 日にあったこと、及び同年 4 月分から口座振替が開始されたことが確認できる。

このほか、当該預金口座の金融機関は、当該口座が、申立人の国民年金保険料の口座振替の申込手続の直前の昭和 55 年 2 月 1 日に開設され、現在も解約されず残されていると回答していることを踏まえると、申立人は申立期間当時、国民年金に加入しており、納付済みと記録されている期間の保険料を納付したと考えるのが合理的である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において国民年金被保険者でなかったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から5年3月まで

昭和 62 年ごろ、私の妻がA市B区役所C支所に国民健康保険の手続に行った際、国民年金についての説明を受けた。その際、若いころに私が加入した厚生年金保険については継続できないなどと言われたため、積極的に国民年金に加入する気は無かった。しかし、その後、同支所の職員に便宜を図ってもらったようで、昭和 63 年度の保険料は免除になっている。

申立期間については、特に何の通知も連絡も無かったため昭和 63 年度と同様に免除になっていると信じていたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料の免除に関する通知は無く、免除申請の手続は行わなかったが、申立期間の直前の昭和 63 年度から引き続き、免除されていたものと思うとしている。

しかし、国民年金保険料の免除は、毎年度、加入者からの申請に基づき承認されるものであり、申立人が居住するA市でも、申立期間当時、前年度の国民年金保険料の免除者について、翌年度に免除申請手続が無いまま、継続して免除とする運用は行っていなかったとしている。

また、A市では、国民年金保険料の申請免除者に対しては、翌年度に免除勧奨状を送付していたとしており、同市が保管する申立人の被保険者名簿には「申免ハガキ送付」と記載されている。このことから、申立人が申請免除とされた昭和 63 年度の翌年度に免除勧奨状が送付されたものとみられ、免除に関する通知は無かったとする申立人の記憶と相違するほか、平成 2 年度以降は、前年度が申請免除とされていなかったことから、免除勧奨状が送付されなかつ

たとしても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間の直後の平成5年度の国民年金保険料が免除されていることについて、自らは手続を行わなかったが、病院の職員が手続してくれたものと思うとも述べているなど、申立人が申立期間の保険料の免除申請手続を行っていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から45年3月まで

私は20歳になった時には、厚生年金保険被保険者であったが、母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと述べている。納付を証明できるものは無いが、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は、申立人及びその妻がそれぞれ20歳のころに国民年金の加入手続を行ったと記憶している。しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は共に、申立人の妻が20歳に到達した後の昭和45年12月に払い出されたことが記載されており、申立人は転居したことが無いなど、申立期間当時に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市が保管する申立人及びその妻の被保険者名簿では、申立人及びその妻の国民年金資格取得届出日は、申立人が昭和46年1月19日、その妻が同年1月23日と記載されており、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳の発行日も、それぞれの資格取得届出日と同日の日付が記載されている。

さらに、申立人及びその妻の国民年金手帳の検認印の日付から、申立人の昭和45年4月から同年12月までの保険料及びその妻の同年8月（資格取得月）から同年12月までの保険料が夫婦同日（46年1月26日）に納付され、その後は3か月ごとに夫婦同日に納付されていることが確認できる。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和46年1月にその妻の加入手続とほぼ同時期に行われ、同月に昭和45年度の保険料を12月分までまと

めて納付したものと推認される。このため、申立期間当時には申立人の国民年金加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち国民年金資格取得月である昭和44年7月から45年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。しかし、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、さかのぼってまとめて納付したことは無いとしているほか、保険料額についての記憶も不明確であり、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年9月まで

私は、昭和59年4月に会社を退職し、国民健康保険の加入手続のために区役所支所に行った際、国民年金保険料を納付するように言われた。納付書は送付されていないが、自宅に集金人(区役所支所が委託した年配男性)が訪れ、同年9月分まで納付した。同年10月も集金に来たが、厚生年金保険に加入したので納付しなかった。納付していなかったとしたら、催促の納付書が送付されるはずだが、それも受け取っていない。区役所支所で集金に関する不正があるのではないかと思う。申立期間の保険料は納付したので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区に居住していた申立期間当時に国民年金保険料を納付したとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がC町へ転居した後の昭和62年9月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の国民年金の「はじめて被保険者となった日」欄にも同年9月21日と記載されているほか、申立期間当時にA市B区で申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身、国民健康保険の加入手続の際、区役所支所の窓口担当者から、国民年金保険料を納付するように言われたが、国民年金の加入手続をした覚えは無く、年金手帳も受領しなかったとしている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和62年9月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には未加入であった上、申立期間は資格取得前の無資格期間であり、無資格者に対して納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとするその妻は、国民健康保険料は銀行で納付したが、国民年金保険料は自宅を訪れた集金人に納付したとしている。しかし、A市では、国民年金保険料の集金人制度は昭和53年度末をもって廃止されたとしており、申立人の妻の説明と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年11月まで

昭和37年1月に、私が会社を退職したため、父親が国民年金の加入手続を行ってくれた。私が在宅していれば、集金人に保険料を納付していたが、留守が多かったため、不在の時は、父親が納付していた。父親が「払っておいたよ。」と言っていたのを、はっきり覚えているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年1月に会社を退職後間もなく、その父親が国民年金の加入手続を行ってくれたとしている。しかし、申立人には、2回、国民年金手帳記号番号が払い出されているが、1回目の国民年金手帳記号番号は、申立人が42年4月に会社を退職後の同年5月に払い出されており、2回目は、婚姻（44年3月挙式）後の45年2月に払い出されている。申立人は、申立期間当時から婚姻するまで転居したことは無いとしているなど、申立期間当時に、上記二つの国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は42年5月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられるほか、加入手続が行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、申立期間当時、月額200円の国民年金保険料を納付していたと記憶しているが、この金額は、納付済みと記録されている昭和42年4月及び同年5月の保険料額に相当し、申立期間の保険料額（月額100円）とは異なる。

さらに、申立人は、国民年金に加入後、毎月、来訪した集金人に保険料を納付していたと説明しているが、申立人が居住するA市では、集金人制度が発足したのは昭和37年11月で、その集金頻度は3か月ごとであったとしており、申立人の説明と相違する。

加えて、申立人は、その兄の国民年金加入手続も、申立人の父親が行ったと思うとしているが、申立人の兄の国民年金加入手続は昭和42年11月ごろに行われ、申立期間の保険料は未納である。

このほか、申立人の国民年金加入手続や申立人の不在時の保険料納付を行ってくれたとするその父親が死亡しているため、その状況について確認することができないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1761

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から42年3月まで

私は、両親がA町で国民年金の加入手続と保険料納付を行ってくれたと思っている。当時、同居していた両親及び兄が納付済みとなっているのに、私の保険料が納付済みとなっていないのはおかしいので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に両親がA町役場で国民年金の加入手続を行ってくれたと思うとしている。しかし、社会保険庁の国民年金受付処理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年7月にB市C区で払い出されたことが確認でき、申立期間当時にA町で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年7月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその両親が死亡しているため、その状況について確認することはできない。

さらに、申立人は、同居していたその両親及び兄の申立期間の国民年金保険料が納付済みであるのに、申立人のみ納付記録が無いのはおかしいとしている。

しかし、申立人の両親及び兄は、その当時、実家で個人事業を営み、国民年金の強制加入者であったのに対し、申立人は、申立期間当時は大学生で任意加入対象者であり、その両親等とは異なる上、任意加入の対象期間については、制度上、加入手続の時期（昭和42年7月ごろ）からさかのぼって資格取得することはできない。このため、申立人については、大学卒業後の同年4月にさ

かのぼって資格取得したものと考えられ、申立期間は資格取得前の無資格期間であることから、加入手続後にさかのぼって保険料を納付することもできない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月20日から19年2月1日まで

私は、学校卒業後、A社に就職してB支店に勤務し、駅において荷物を受け渡す業務に従事していた。

同支店に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働者年金保険の保険料は、昭和17年6月1日から徴収が開始されていることから、申立期間のうち、同年4月から同年5月までの期間については、労働者年金保険の制度発足前である。

また、社会保険事務所が保管しているA社B支店の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立人が名字を記憶している同僚3人についても、当該被保険者名簿にその名字は見当たらない。

さらに、A社B支店には、当時の人事記録や賃金台帳等が保存されておらず、このほか、同僚等からも、申立ての事実を裏付ける証言を得られないなど、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1741

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 9 年 12 月 24 日まで

私は、平成 9 年ごろから社会保険事務所の督促を受けて厚生年金保険料を納付していたが、私の標準報酬月額が減額されていたことは知らなかった。

事務手続を任せていた経理担当者が知らない間に行ったもので、納得できない。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていた A 社は、平成 9 年 12 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪していることが確認できるとともに、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、当該全喪日に、当初記録されていた 26 万円(平成 8 年 1 月から 9 年 11 月まで)が 9 万 2,000 円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役として同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の商業登記簿謄本により確認できるところ、申立人は、「保険料は、平成 9 年ごろから社会保険事務所の督促を受けて納付していたが、私の標準報酬月額の減額については承知しておらず、知らない間に事務手続を任せていた経理担当者が行った。」と主張している。

しかし、当該訂正処理を行った社会保険事務所には、保存期限経過により当時の経緯を確認できる書類は無く、A 社の経理担当者も既に死亡しており証言を得ることができないものの、当時の複数の社員は、申立人が代表取締役として会社の事務手続に関与していたとしており、そのうちの 1 人は、「週 1 回程

度、帳簿や現金をチェックするため事務所を訪れた。」と証言していることから、申立人の同意が無いまま、経理担当者が社会保険事務所に申立てに係る事務手続を行うとは考え難く、申立人は、当該標準報酬月額の変更訂正に関与していたものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の変更処理を執行できる権限を有する立場にあったと考えられ、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上、許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 16 日から 32 年 1 月 21 日まで
私は、中学卒業後、A社に勤務したが、同社の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同期入社と同僚の証言から、申立期間に申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 31 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 3 月 16 日から同年 8 月 31 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が氏名を挙げた同期入社と同僚 2 人のうち 1 人は、A社の厚生年金保険被保険者記録が無いことから、当時、同社では、社員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがわれる。

さらに、A社が適用事業所となった昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 1 月 21 日までの間に、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、この間の健康保険整理番号*番から*番までの間に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月25日から32年8月8日まで

私は、申立期間は、A社で自動車を取引先に搬送する仕事をしていた。同僚には厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私には記録が無く納得できないので、私も申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時は、ほとんどの者が臨時社員として採用され、半年から数年勤務して正社員となった時から厚生年金保険の被保険者資格を取得していた。臨時社員に対しては、1件の仕事ごとに請負金額を取り決めて報酬を支払っていた。」と証言しており、申立人が述べている申立期間当時における報酬の受取方法と一致することから、申立期間当時、申立人は臨時社員であり、厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったものと推認できる。

また、A社において、昭和32年8月以前に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚の中で連絡が取れた7人のうち4人は、本人が記憶する入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期が相違していることから、同社は、すべての従業員について、採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社によれば、申立期間当時の関連資料は残っていないため、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

このほか、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 2 日から同年 8 月 21 日まで

私は、家電販売・修理を行う A 社に昭和 39 年 12 月から勤めていた。同僚 2 人は、同社が 40 年 3 月に社会保険の適用事業所となった時から厚生年金保険の記録があるが、私だけ、同年 8 月からしか記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の事業主は、「従業員を採用する際、A 社が販売する家電製品の問屋に該当する B 社からの紹介などで人物について分かっている人以外の採用者には試用期間を設けていた。申立人の同僚二人は B 社の紹介で入社し、申立人は求人に対する応募で入社したので、申立期間は試用期間の一部であり、申立人の給与から保険料は控除していない。」と証言していることから、A 社では、厚生年金保険の新規適用後、直ちにすべての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではないことが推認できる。

また、A 社は、平成 13 年 7 月 21 日に全喪しており、事業主も、当時の資料は保存していないとしているため、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 36 年 5 月まで

私は、申立期間について、証明できるものは無いがA社に勤務していた。厚生年金保険の手帳をもらった記憶がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事務担当者の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当時の事務担当者の一人は、「当時の事業主の弟でもある自分の夫は、昭和 28 年 4 月にA社に入社したが、厚生年金保険の被保険者となったのは入社してから10年経った38年3月1日からであり、当時の事業主は、従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させることについては、会社の負担が増えるので消極的だった。」と証言している。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち2人については、A社での厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票において、昭和 30 年 8 月 1 日から 38 年 11 月 1 日までの間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月 25 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 59 年 1 月 25 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 57 年春に A 社に経験者として 30 万円くらいで契約して入社したと思う。入社 2 か月後に製造責任者(工場長)として勤務した。B 社の時は、手取りで 35 万円から 40 万円くらいあったと思う。同社は A 社が社名変更したものである。標準報酬月額について、調査し訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社及び B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正された形跡はうかがえない。

また、A 社は昭和 60 年 12 月 9 日に全喪し、平成 8 年 6 月 1 日に解散、B 社は昭和 61 年 9 月 1 日に全喪し、平成元年 12 月 3 日に解散しており、両社とも事業主は所在不明で、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

さらに、A 社及び B 社の当時の給与事務担当役員は、「当時の資料が無いため、標準報酬月額をどのように決定していたかなど、具体的なことについては分からない。」と証言している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、A 社及び B 社の複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額との間に特段の差異は認められない上、当時の同僚は、給与明細書等は保管しておらず、厚生年金保険の取扱い等についても記憶が無いと証言している。

このほか、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から平成 11 年 8 月まで
昭和 62 年ごろからの給料振込金額と、会社が届けている標準報酬月額が違うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた平成4年分及び11年1月から8月までの賃金台帳によれば、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額は一致する。

また、申立人から提出を受けた平成10年及び11年の源泉徴収票並びにA社から提出を受けた昭和62年分、63年分及び平成5年分から10年分までの源泉徴収簿に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料並びに雇用保険料概算額の合計額とおおむね一致する。

さらに、申立期間のうち、昭和64年1月1日から平成3年12月31日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

加えて、A社の複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額との間に特段の差異は認められない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1748

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
私は、申立期間当時はA社の役員をしており、月 80 万円ぐらいの報酬を得ており、標準報酬月額が報酬に見合ったものになっていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 4 月から同年 7 月までは 53 万円、同年 8 月は 41 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年 9 月 30 日）より後の同年 10 月 30 日付けで、同年 4 月 1 日までさかのぼって 26 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できることから、厚生年金保険の標準報酬月額の訂正届を提出した経緯について、「当時、私は厚生年金保険の事務を担当もしていないし、元代表取締役から相談を受けたこともない。」と主張している。

しかしながら、A社の元代表取締役及び複数の社員は、申立人は同社において代表取締役に次ぐ地位にあり、申立人が社会保険関係の事務を担当していたと証言していることから、申立人は、社会保険事務所への届出等の同社の社会保険関係事務について一定の権限を有していた者と認められ、標準報酬月額の訂正処理への一定の関与がうかがわれることから、当該訂正処理について何も承知していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険関係事務の担当取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理を執行できる権限を有する立場にあったと考えられ、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上、許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月1日から12年2月21日まで
② 平成12年2月21日から15年10月1日まで
③ 平成15年10月1日から16年5月16日まで

私は、申立期間①から③までの間、月額 59 万円ぐらいの給与を受け取っていた。社会保険庁の記録によれば、申立期間①は標準報酬月額 20 万円、申立期間②は被保険者記録無し、申立期間③は標準報酬月額 20 万円とされているので、すべての申立期間について、標準報酬月額 59 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、平成12年3月9日付けで、11年4月1日から同年9月30日までの期間については月額変更により、同年10月1日から12年2月21日までの期間については、11年10月の定時決定を取り消すことにより、同年4月1日に遡^{そきゆう}及して20万円に引下げ訂正されている。

しかし、申立人は、商業登記簿謄本によれば、すべての申立期間において、A社の事業主（代表取締役）であるとともに、自らが社会保険の事務責任者であったと認めている上、申立人は事業主として、社会保険事務所の指導を受け、

厚生年金保険料の滞納を無くすため、自らの標準報酬月額をさかのぼって減額することに同意したとしている。

また、社会保険事務所が保管するA社の滞納処分票によれば、同社は厚生年金保険料を滞納していたため、保険料の滞納を解消する目的で、申立人の標準報酬月額を20万円に引き下げたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の事業主であるとともに、社会保険の事務責任者である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上、許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録によると、平成12年3月9日付けで、同年2月21日に申立人の被保険者資格が喪失した旨の手続が取られているが、社会保険事務所が保管するA社の滞納処分票によれば、同社は厚生年金保険料を滞納していたため、保険料の滞納を増やさないことを目的として、同日に申立人の被保険者資格を喪失させたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③について、社会保険事務所が保管するA社の滞納処分票によれば、それまで報酬は無かったが、20万円の報酬を得るに至ったため、申立人は、平成15年10月1日に被保険者資格を再取得したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとともに、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間②及び③において、申立人は、A社の事業主であるとともに、同社において社会保険の事務処理の責任者であり、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

愛知厚生年金 事案1750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から41年2月1日まで

私は、昭和39年7月29日にA市に転居し、同年8月からB社に勤務した。昭和41年1月中に、同年2月に退職する旨を伝えて退職したが、厚生年金保険被保険者記録が同年2月1日資格取得、同年2月15日資格喪失とされているのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録によると、B社における昭和40年9月1日から41年2月28日までの被保険者記録が確認できること、及び申立人が記憶している同僚は、社会保険事務所の記録によると、申立期間において同社の被保険者であったことが確認できることから、「申立人が申立期間当時に同社に勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、B社において申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和41年2月1日）と同日に被保険者資格を取得している同僚は、「前職を退職してすぐ、40年1月又は同年2月にB社に入社したと記憶している。」としており、当該同僚の場合、入社から被保険者資格の取得までに約1年の期間があることから、申立期間当時、申立てに係る事業所においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、B社には、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関係書類は残っていない上、このほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月1日から50年1月ごろまで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除を証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚及び上司は、社会保険事務所の記録によると、申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、当該同僚及び上司は、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたと証言していることから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の記録によると、申立期間の前後に勤務した事業所については雇用保険の加入記録がある一方、申立期間については雇用保険の記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管しているA社の昭和48年12月20日から50年3月24日までの厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、A社においては、厚生年金保険被保険者資格の得喪状況を記録した「社会保険取得台帳」を保管しており、その内容は同社の厚生年金保険被保険者名簿の得喪記録と一致していることが確認できるところ、当該台帳にも申立人の名前は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 25 日から同年 11 月 30 日まで

私は、平成 8 年 5 月から同年 11 月まで A 社で勤務しており、給与は交通費込みで 17 万 5,000 円程度もらっていたのに、社会保険庁の記録では私の標準報酬月額は 13 万 4,000 円とされている。

A 社では正社員として勤務していたにもかかわらず、雇用保険にも加入させてもらえなかったことに加え、厚生年金保険の標準報酬月額も誤った届出をされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している平成 8 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は 8 万 2,775 円であることが確認できるところ、この社会保険料控除額は、標準報酬月額 13 万 4,000 円に対応する健康保険料及び厚生年金保険料の 5 か月分に相当する額とおおむね一致している。

また、A 社は、「入社後すぐに資格取得手続を行った際、当時の基本給と扶養手当の金額のみで標準報酬月額を届け出、その金額が 13 万 4,000 円であったと思われる。申立期間当時の賃金台帳等の給与支払及び厚生年金保険料控除を確認できる資料は、保存期間経過のため現存しない。」と回答している。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1753

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月1日から平成7年12月1日まで

私は、申立期間について、時給1,300円、1日8時間勤務だったため、総支給額は20万円を超え、手取り額は15万円から17万円程であった。社会保険庁の標準報酬月額が報酬月額より低額となっているため、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の一部に係る賃金台帳の厚生年金保険料額を基に算定した標準報酬月額及び同社が保管する厚生年金基金加入台帳による基金設立時(平成元年4月1日)以降の標準給与月額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額といずれも一致していることが確認できる。

また、企業年金連合会からの回答による標準報酬月額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致している。

さらに、B健康保険組合からの回答による傷病手当金を基に算定された標準報酬月額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致している。

加えて、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年12月1日から35年4月1日まで
② 昭和36年12月18日から38年2月1日まで

私は、申立期間①は、A社及びB社で働いていた。また、申立期間②は、C社又はD社で働いていた。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社及びB社の同僚を記憶していること及び申立期間当時の写真から、申立人がA社及びB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人がA社及びB社で一緒に勤務した記憶があるとする同僚等は、すべて他界しており、他の同僚とも連絡が取れないため、申立人の両社における勤務期間を特定することができない。

また、B社について、商業登記簿謄本を確認したところ、会社設立日は昭和35年2月であることが確認できる上、社会保険事務所の記録によると、同社は同年3月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同日より前の期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人がB社で一緒に勤務したとする複数の同僚等は、同社が適用事業所となる前の期間については、A社における厚生年金保険被保険者記録が存在するが、同社において昭和33年7月10日以降、被保険者資格を取得した者はいない。

加えて、申立期間①において、A社及びB社に係る社会保険事務所の被保険者名簿について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、複数の同僚の証言により、勤務期間は不明であるが、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に他界している上、資料も保管されていないため、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得の事実は確認できない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間②において、C社又はD社、若しくは両社に勤務したと主張しているが、C社について、商業登記簿謄本を確認したところ、申立人が事業主と記憶する者が同社の役員に就任した記録は無い。

また、申立人がC社で一緒に勤務した記憶があるとする同僚は、申立期間②当時において、同社とは別の事業所における厚生年金保険被保険者記録が存在する。

さらに、C社の後継会社は、「申立期間当時の社員記録に申立人の名前は無く、会社設立当時の役員に確認したが、申立人を記憶する者はいなかった。」と回答している。

加えて、申立期間②において、C社及びD社に係る社会保険事務所の被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1755

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月26日から37年4月1日まで

私はA社B支店に在職中にC社D支店の入社試験を受けて合格した。入社日も決まっていたので、昭和36年11月26日に退職する必要は無かったはずである。また、A社B支店を退職後、無職となった記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時に同居していたとする複数の親族は、「申立人はA社B支店を退職後、すぐにC社D支店に勤務した。」と証言していることから、申立人は申立期間について、A社B支店又はC社D支店で勤務していたことは推認できる。

また、C社D支店が保存している臨時社員名簿によると、申立人は、同社D支店に昭和36年11月22日に臨時社員として採用となったことが確認できる。

しかし、A社B支店は、既に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない。

また、A社B支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からも、申立人の申立期間における同社での勤務実態に係る証言は得られない。

さらに、C社D支店は、「申立人は昭和37年4月1日に正社員となっている。申立期間当時は、臨時社員の間は厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」旨の回答をしている上、36年に同社D支店の臨時社員として採用となった同僚は、申立人と同様に37年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1756

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月30日から同年12月1日まで

私は、昭和44年4月30日から同年12月1日までA事業所に勤務していた。社会保険については、加入していた記憶がある。給与明細書等の提出できる資料は無いが、間違いなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所に入社時、数か月間は臨時職員として勤務した。その後、正職員として勤務した記憶がある。」と主張しているところ、同事業所が加入するB共済組合の年金加入期間確認通知書によると、申立人は、昭和44年7月1日から同年11月30日まで同共済組合の組合員記録があることから、当該期間は同事業所に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、A事業所は、申立期間以後の平成7年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月14日から42年12月26日まで

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給記録がある複数の同僚は、「会社に手続をしてもらって脱退手当金を受給した。」旨証言している上、申立人の脱退手当金は、資格喪失日から36日後の昭和43年1月31日に支給決定がなされており、請求手続の時期が退職後間もないころとなっていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1758

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から38年5月1日まで

私は、脱退手当金制度を承知しておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年5月の前後2年以内に資格喪失した受給資格のある女性36人(申立人を含む。)の脱退手当金の支給記録を確認したところ、24人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち22人は資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期が退職後間もないころとなっていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約4か月後の昭和38年9月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1759

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から43年2月11日まで

私は、脱退手当金を受給していないし、説明を受けた覚えも無いので、記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金裁定請求書が現存しており、申立人の脱退手当金について昭和44年8月26日に裁定請求書が受付され、同年9月5日に脱退手当金が支給されていることが認められる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。